



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
5月8日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院事業庁) 2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 後発医薬品のある先発医薬品であって一定のものの処方等または調剤に係る使用料の算定方法を変更することとしました。(別表第3関係)
- 2 この条例は、令和8年6月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条 例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年5月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第33号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3 使用料の表中「第7条の2」を「第7条の2第1号」に、「同条」を「同号」に、「4分の1」を「2分の1」に改める。

付 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。